

令和3年度

財政援助団体等監査報告書

大網白里市監査委員

監 第 2 4 5 号
令和3年11月22日

大 網 白 里 市 長 金坂 昌典 様
大 網 白 里 市 議 会 議 長 北田 宏彦 様
大網白里市教育委員会教育長 深田 義之 様

大網白里市監査委員 古川 光夫
同 岡田 憲二

令和3年度財政援助団体等監査の結果報告について

地方自治法第199条第7項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を提出します。

本報告は、大網白里市監査基準（令和2年大網白里市監査委員告示第2号）
に準拠したものである。

— 目 次 —

令和3年度財政援助団体等監査報告

第1 監査の概要	1
(1) 監査の種類	1
(2) 監査の対象及び説明聴取期日	1
(3) 監査の範囲	1
(4) 監査の着眼点	1
(5) 監査の実施内容	1
(6) 監査委員の除斥	2
(7) 監査の結果	2
第2 個別の監査結果	3
大網白里市区長会	3
遠距離通学児童送迎バス運営委員会	4
大網白里市青少年相談員連絡協議会	5
大網白里市スポーツ協会	6
補助金関係様式の記載例について	7

令和3年度財政援助団体等監査報告

第1 監査の概要

(1) 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による監査

(2) 監査の対象及び説明聴取期日

補助金交付団体	所管課	説明聴取日
大網白里市区長会	地域づくり課	10月26日
遠距離通学児童送迎バス運営委員会	教育委員会管理課	
大網白里市青少年相談員連絡協議会	教育委員会生涯学習課	
大網白里市スポーツ協会	教育委員会生涯学習課	

(3) 監査の範囲

令和2年度に交付した補助金に係る出納その他の事務の執行等

(4) 監査の着眼点

財政援助団体等に係る出納その他の事務の執行が、その目的に沿って適正かつ効率的に行われているか、また、所管課の団体に対する指導監督が適正に行われているかなどを主眼とし、下記項目について検証した。

①財政援助団体等

- ・事業が計画に従って実施され、十分な成果が上げられているか。
- ・補助金が、交付要件に従って支出されているか。
- ・補助金に係る会計経理は適正に行われているか。 等

②所管課

- ・補助金交付要綱等により、補助対象事業の内容が明確にされているか。
- ・補助金の交付目的や交付要件は適切か、また公益上の必要性は十分か。
- ・補助額の積算根拠は適正か。
- ・補助金の支出に対して、審査の方法は適正か。
- ・補助金の成果の確認は、実績報告書等によりなされているか。 等

(5) 監査の実施内容

令和3年10月1日から令和3年10月26日まで、財政援助団体等及び所管課から提出された監査資料及び関係書類帳簿を調査し、監査資料に基づき、財政援助団体等関係者及び所管課から説明を聴取した。

(6) 監査委員の除斥

岡田憲二監査委員は、令和2年度において大網白里市区長会の副会長であったことから、同団体の監査について、地方自治法第199条の2の規定により、除斥とした。

(7) 監査の結果

財政援助団体等の当該財政援助等に係る出納その他の事務の執行及び市の当該団体に対する財政援助等に係る事務の執行については、おおむね適正であると認められたが、一部改善及び検討を要する事項が見受けられた。なお、個別の監査結果については別記のとおりである。

【参考】 監査の結果の処理区分及び基準

区分	基準
指摘事項	<ul style="list-style-type: none">・法令等の重大な違反や不正な行為があった場合その他著しく適正を欠くと認められる場合・経済性、効率性及び有効性の観点から著しく不適切又は不合理であると認められる場合
注意事項	<ul style="list-style-type: none">・法令等の違反があった場合その他適正を欠くと認められる場合・経済性、効率性及び有効性の観点から不適切又は不合理であると認められる場合
指導事項	<ul style="list-style-type: none">・事務処理等について適正を欠くものがあると認められるもののその内容が軽微である場合・事務処理等について違法ではないものの改善することにより適正な事務の執行が図られると認められる場合

第2 個別の監査結果

〈大網白里市区長会〉

(1) 目的

会員相互の親睦と協力を図り、区長の使命と職責を自覚し、市政の円満なる運営に寄与することを目的としている。

(2) 事業の概要（令和2年度）

補助金の名称/主な事業内容	事業費	補助金額
大網白里市区長会事業費補助金 ① 総会の実施(書面開催) ② 市行政支援等の方策を検討するための役員会の実施 ③ 区長会だよりの発行(中止) ④ 知識の向上と区長相互の親睦のための視察研修会の実施(中止)	224,481円	224,481円

*主な事業内容のうち、実施された事業のみが補助金の対象となっている。

(3) 監査の結果

① 財政援助団体

【指導事項】

地区運営費の使途について

市から交付された補助金のうち、各地区区長会へ地区運営費として再交付していることから、各地区区長会から提出のあった実績報告書を参考に監査したところ、補助金は主に総会等に係る費用に充当されていた。瑞穂地区区長会では、総会資料を印刷業者に依頼しており、A4サイズ12頁のもので1部あたり1,000円の支出が確認された。

補助金は公金であるという意識をもち、総会資料に費やす費用の削減を検討されたい。

② 所管課

【指導事項】

地区運営費について

市区長会から、各地区区長会へ地区運営費として1地区当たり5,000円を再交付しているが、補助金を再交付する必要性及び使途について、各地区の予算書及び決算書を参考に再検討するとともに、補助金の算出にあつ

ては支出根拠を明確にされたい。

また、各地区から実績報告が提出されたときは、補助金等の使途が適正であるかどうか厳格なチェックと指導をお願いしたい。

【注意事項】

会計経理事務について

区長会の会計は、所管課の業務担当職員が行っており、市補助金及び区長会費を財源とする運営費は、貯金口座で管理されている。業務担当職員が同口座から不正に現金を引き出し私的に流用していたことが上司の確認により発覚し、これにより業務担当職員は懲戒免職処分を受けている。

なお、現金は年度内に全額返金されているが、会計経理事務の管理体制は健全に機能していなかったと言える。

市ではこれらを受け、事故防止策として「大網白里市準公金取扱指針」を定め、所管課においては、チェック体制を確立するなど再発防止策を講じている。

今後このような不祥事が起きないように、再発防止と指導監督に努め、適正な会計事務を行われたい。

〈遠距離通学児童送迎バス運営委員会〉

(1) 目的

運営委員会は、大網白里市送迎車管理規則に基づき、大網白里市立大網小学校遠距離通学児童送迎車の運営を行うものである。

(2) 事業の概要（令和2年度）

補助金の名称/主な事業内容	事業費	補助金額
遠距離通学児童送迎バス運営事業費補助金 ①送迎バスの運転業務の委託	2,223,320円	1,470,000円

(3) 監査の結果

①財政援助団体

【指導事項】

委託契約書について

遠距離通学児童送迎バス運営委員会は、毎年スクールバス運行管理業務を委託契約しており、送迎バスの運営費は、市補助金及び受益者負担金を財源

としている。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大のため臨時休校があり、支払は毎月の運行実績による請求に対し支出していた。そのため、当初の年間契約金額と支払総額に差額が生じていたが、変更契約を締結していなかった。

なお、委託業者との契約は、1者随意契約で行っており、現在、契約方法について検討されているとのことであったが、業務実態にあった適正な契約となるよう単価契約とすることも含め検討されたい。

また、委託契約書に収入印紙が貼付されていないことから、印紙税法の規定に基づき、適正な事務処理に努められたい。

〈大網白里市青少年相談員連絡協議会〉

(1) 目的

会員の活動を推進するための連絡研修及び親睦をはかり、青少年の健全育成に寄与することを目的としている。

(2) 事業の概要（令和2年度）

補助金の名称/主な事業内容	事業費	補助金額
大網白里市青少年相談員連絡協議会事業補助金 ① 総会（書面開催） ② 新春書初め大会 ③ 青少年のつどい山武地区大会代替事業（折り鶴チャレンジ） ④ 青少年相談員研修・千羽鶴作成 ⑤ 青少年健全育成パトロール（中止） ⑥ 潮干狩り大会（中止） ⑦ 社会科施設見学ツアー（中止）	172,958円	172,000円

*主な事業内容のうち、実施された事業のみが補助金の対象となっている。

(3) 監査の結果

①財政援助団体

【注意事項】

会計処理について

大網白里市青少年相談員連絡協議会の事業は、県及び市補助金並びに参加費を財源としており、その運営費は、手持ち現金及び預金口座で管理されて

いる。

会計帳簿と領収書を突合したところ、帳簿への記載日と領収書の日付が一致していないものが見受けられたので、適正な収支時期等に基づく会計処理を行われたい。

また、領収書に明細の添付または記載がないものがあつたので、今後は支出内容が分かるように明細を添付されたい。

②所管課

【注意事項】

補助金交付団体への指導について

実績報告書が提出されたときは、補助対象経費に係る領収書等の支払証拠書類でその用途を確認する必要がある、領収書だけで内訳が確認出来ない場合は、明細書等内訳が分かる書類を提出するよう指導されたい。

〈大網白里市スポーツ協会〉

(1) 目的

スポーツを通じて市民の融和親睦を図り、明朗健全な社会人の育成並びに体育の振興を図ることを目的としている。

(2) 事業の概要（令和2年度）

補助金の名称/主な事業内容	事業費	補助金額
大網白里市スポーツ協会事業補助金		
① 各種目別秋季大会（野球、テニス、ミニバスケットボール、グラウンド・ゴルフ）		
② 市民スポーツ大会（中止）	116,436円	60,436円
③ 郡市民体育大会（中止）		
④ 新春マラソン大会（中止）		
⑤ 郡市民駅伝競走大会（中止）		

*主な事業内容のうち、実施された事業のみが補助金の対象となっている。

(3) 監査の結果

①財政援助団体

財政援助等に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正であると認められた。

②所管課

財政援助等に係る事務の執行については、おおむね適正であると認められた。

〈補助金関係様式の記載例について〉

補助金関係の様式については、「補助金に関する規則」に規定されているが、財政援助団体によって記載方法に相違が見受けられたため、補助金関係を総合的に統括する財政課は、変更申請及び返還金がある場合などの具体的な記載例を示し、統一した記載となるよう周知されたい。